

平成20年度 市・県民税のお知らせ

納税者の皆さんに、今年度の市・県民税の納税通知書をお届けしていますが、平成19年度に引き続き、国と地方の間で税源移譲に伴う税制改正等が実施されていますので、その内容をお知らせします。お手元の納税通知書に同封されている「平成20年度市・県民税改正のお知らせ」と一緒にご確認ください。

市・県民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の創設

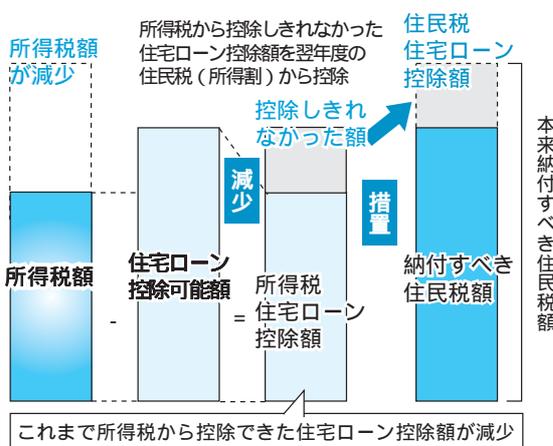
平成19年度から実施された税源移譲により、所得税が減額になり、所得税から控除できる住宅ローン控除が減る場合があります。このような場合、税源移譲が実施されなければ受けられていた控除額との差額を、申告により翌年度（平成20年度から）の市・県民税（所得割）から控除します。

【対象となる人】

平成11年から18年末までに入居して、所得税で住宅ローン控除の適用を受けている人。ただし、所得税で住宅ローン控除を全額適用をし、所得税が課税されている人は市・県民税での住宅ローン控除はありません。

平成19年以降に入居された人には、この控除の適用はありません。

【申告について】



市・県民税で住宅ローン控除を受けるためには、毎年申告（原則3月15日まで）が必要です。控除に該当される人で、まだ申告をしていない人は早めに申告してください。申告のあった日以後の納期未到来分の税額が減額されます。

税源移譲時の所得変動に係る経過措置（申告が必要です）

平成19年中の所得が大幅に減った人（病気等で長期休職の人・退職者・自営で収入減等）で、19年中の所得税が非課税になったことにより税源移譲による平成19年度住民税の増加の影響のみを受ける人は、平成19年度の住民税を税源移譲前の税率で算出した税額まで減額する経過措置が実施されます。（下図参照）

申告期間 平成20年7月1日～7月31日までに、平成19年1月1日現在の住所地の市区町村に申告することになります。

非課税措置の廃止による経過措置の終了

65歳以上の人で前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が、平成18年度から廃止され、平成19年度まで経過措置がありました。平成20年度以降は、全額課税となります。

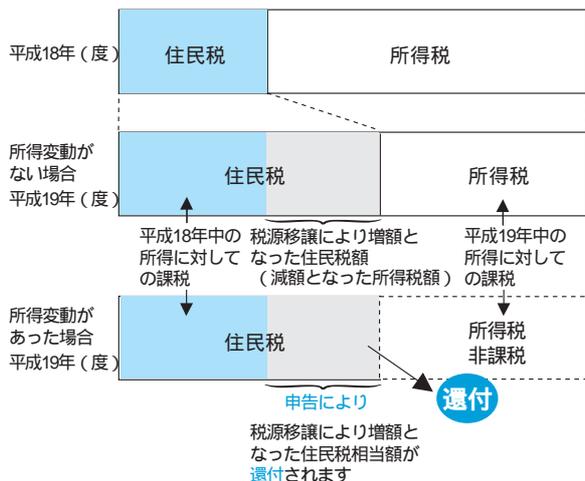
対象者には、平成20年6月中に「市民税・県民税減額申告書」を送付する予定です。

平成19年度中に亡くなられた人や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない人には、この経過措置は適用されません。



地震保険料控除の創設

これまでの「損害保険料控除」が廃止され、新たに「地震保険料控除」が創設されました。



問合せ 税務課市民税係

☎0833(72)1400